

指定地域密着型通所介護事業及び指定介護予防通所介護事業

または介護予防通所介護に相当する第1号通所事業

リハビリテーション颯 福山手城 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社 サインポストが開設するリハビリテーション颯 福山手城(以下「事業所」という。)が行う指定地域密着型通所介護事業及び指定介護予防通所介護事業又は介護予防通所介護に相当する第1号通所介護事業の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員(以下「生活相談員等」という。)が、要介護状態(介護予防通所介護にあつては要支援状態、介護予防通所介護に相当する第1号通所事業にあつては要支援状態または介護予防・生活支援サービス事業対象者)にある高齢者に対し、適正な指定地域密着型通所介護事業及び指定介護予防通所介護事業又は介護予防通所介護に相当する第1号通所事業(以下「通所介護等」という。)を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定地域密着型通所介護事業の提供にあつては、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- 2 指定介護予防通所介護事業又は介護予防通所介護に相当する第1号通所事業の提供にあつては、事業所の生活相談員等は、要支援者または介護予防介護予防・生活支援サービス事業対象者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施にあつては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 リハビリテーション颯 福山手城
- ② 所在地 福山市手城町四丁目1番4号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名(常勤兼務)
管理者は、事業所の生活相談員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 従業者
生活相談員等は、指定通所介護等の提供に当たる。
生活相談員 2名(常勤専従1名 非常勤兼務1名)
生活相談員は、利用者ならび家族の日常生活上の相談を受け各方面の連絡調整を行う。
看護職員 2名(非常勤兼務2名)

看護職員は、利用者の体調を把握し管理を行う。

介護職員 4名(常勤専従2名、非常勤専従1名、非常勤兼務2名)

介護職員は、利用者の心身機能を把握し自立支援に向けた介護を行う。

機能訓練指導員 4名(常勤兼務1名、非常勤兼務3名)

機能訓練指導員は、利用者の心身機能および居宅環境を把握し自立支援に向けた機能訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、8月13日から15日、12月30日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- ③ サービス提供時間 1単位目 午前9時15分から午後0時15分、2単位目午後1時30分から午後4時30分までとする。

(通所介護等の利用定員)

第6条 通所介護等の利用定員は次のとおりとする。

1単位 18名 2単位 18名

(通所介護等の内容及び利用料等)

第7条 通所介護等の内容は次のとおりとし、指定地域密着型通所介護事業及び指定介護予防通所介護事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定地域密着型通所介護事業及び指定介護予防通所介護事業が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割または3割の額とする。介護予防通所介護に相当する第1号通所事業を提供した場合の利用料の額は、福山市長の定める額とし当該介護予防通所介護相当サービスの事業が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割または3割の額とする。

- ① 日常生活動作の機能訓練
- ② 健康チェック
- ③ 送迎
- ④ アクティビティ(介護予防)

2 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した送迎の費用は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、1キロメートルあたり50円(片道)徴収する。

3 おやつ代は、200円を徴収する。

4 おむつ代は、実費を徴収する。

5 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

6 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 生活相談員等は、通所介護等の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、福山市手城町、引野町、南蔵王町、明神町、東・西深津町、三吉町、港町、王子町、引野町北の区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第 10 条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(非常災害対策)

第 11 条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(虐待防止に関する事項)

第 13 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的
に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(身体拘束)

第 14 条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 15 条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後1カ月以内

② 継続研修 年1回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社サインポストと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

1.この規程は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

2.この規程の一部を改訂し、平成 27 年 8 月 1 日から実施する。

3.この規程の一部を改訂し、平成 27 年 8 月 12 日から実施する。

4.この規程の一部を改訂し、平成 27 年 8 月 31 日から実施する。

5.この規定の一部を改訂し、平成27年 10 月 8 日から実施する。

6.この規定の一部を改訂し、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

7.この規定の一部を改訂し、令和元年 6 月 3 日から実施する。

- 8.この規定の一部を改訂し、令和2年6月1日から実施する。
- 9.この規定の一部を改訂し、令和4年4月1日から実施する。
- 10.この規定の一部を改訂し、令和6年4月1日から実施する。
- 11.この規定の一部を改訂し、令和6年8月3日から実施する。